平成２９年（フ）第１６８５号
大阪府東大阪市小若江１丁目15番11号
債務者　米澤　妙子
1　決定年月日時　平成29年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月５日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月14日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１７６７号
大阪市城東区古市２丁目１番４―606号
債務者　安田　　聡
1　決定年月日時　平成29年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月５日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月14日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３１号
栃木県栃木市都賀町家中1904番地１
債務者　鈴木　幸子
1　決定年月日時　平成29年５月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月10日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月11日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２９年（フ）第１５６号
岡山市北区原1073番地２　シャルマンＢ棟112号室、旧住所岡山市東区東平島1628番地７
債務者　二神　英樹
1　決定年月日時　平成29年５月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月10日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月19日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１６３号
岡山市東区城東台西１丁目６番７号、旧住所岡山県備前市大内697番地５
債務者　笹山　広幸
1　決定年月日時　平成29年５月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月10日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月19日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第３２４０号
東京都板橋区大和町28―11―804
債務者　小野寺真樹
1　決定年月日時　平成29年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月11日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月11日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３２４１号
東京都清瀬市元町２―12―23　ＣＨＵハイツＡ―102、住民票上の住所東京都清瀬市松山３丁目12―14
債務者　沢近　一馬
1　決定年月日時　平成29年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月11日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月11日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３２７８号
神奈川県大和市下鶴間1863―102
債務者　倉持　俊一
1　決定年月日時　平成29年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月11日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月11日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３２８６号
東京都練馬区高野台２丁目27―５―408
債務者　加成　志帆
1　決定年月日時　平成29年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月11日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月11日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３２９４号
東京都新宿区榎町50―105
債務者　野口　由香
1　決定年月日時　平成29年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月11日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月11日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３３２５号
東京都江戸川区北小岩６丁目48―７
債務者　須藤　慶子
1　決定年月日時　平成29年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月11日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月11日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３３３３号
東京都小金井市東町４丁目20―20―301
債務者　佐藤　淳平
1　決定年月日時　平成29年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月11日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月11日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３３３４号
東京都杉並区上荻４丁目15―８―205
債務者　八木　秀晃
1　決定年月日時　平成29年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月11日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月11日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３３３５号
東京都品川区豊町４丁目25―５―203
債務者　内田　克彦
1　決定年月日時　平成29年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月11日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月11日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３３３７号
東京都江戸川区平井７丁目３―１―709
債務者　中島　京子
1　決定年月日時　平成29年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月11日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月11日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部